

様式 D-10-3 [作成上の注意]

<対応事業>

国際共同研究加速基金（帰国発展研究）

研究代表者が、産前産後の休暇又は育児休業（以下「育児休業等」という）を取得することにより、交付申請の留保を希望する場合に研究代表者が所属する研究機関が作成し、日本学術振興会に1部提出すること。

1. 「課題番号」及び「交付予定額」欄は、条件付交付内定通知に記載の「課題番号」及び「交付予定額」を記入すること（この欄に「部局番号」や「職番号」を記入しないこと。）。「交付予定額」欄の直接経費及び間接経費については、補助事業期間全体を通じた金額をそれぞれ記入すること。
2. 「所属部局・職」及び「研究者番号」欄には、本様式提出時における研究代表者の所属する部局の部局名・職名及び研究者番号を省略せずに記入すること（部局名のない研究機関の場合は、部局名は不要）。なお、「研究者番号」欄は、研究者番号の取得前の場合は空欄で構わない。
3. 「研究代表者氏名」欄には、条件付交付内定通知に記載の「研究代表者氏名」を記入すること。
4. 「育児休業等の開始予定年月日及び終了予定年月日」欄には、研究代表者が所属する研究機関において承認された育児休業等取得期間を記入すること。「研究開始予定年月日」欄には、育児休業等取得期間を終えて、当該補助事業を開始しようとする予定日を記入すること（なお、産前産後の休暇又は育児休業の終了後、1年を超えて補助事業を開始できない場合には補助事業を辞退しなければならないので注意すること。）。

（育児休業等取得期間を終えて、研究機関に復帰すると同時に、当該補助事業を開始する場合）

- ・ 育児休業等の開始予定年月日及び終了年月日 令和3年6月1日～令和4年5月31日
研究開始予定年月日 令和4年6月1日

（育児休業等を2年間取得し、研究機関に復帰すると同時に、当該補助事業を開始する場合）

- ・ 育児休業等の開始予定年月日及び終了年月日 令和3年6月1日～令和5年5月31日
研究開始予定年月日 令和5年6月1日

（育児休業等取得期間を終えて、研究機関に復帰してから1ヵ月後に当該補助事業を開始する場合）

- ・ 育児休業等の開始予定年月日及び終了年月日 令和3年6月1日～令和4年4月30日
研究開始予定年月日 令和4年6月1日